

苫小牧市立ウトナイ中学校 タブレット端末校内規定

はじめに

学習用タブレットは、副教材やノート・筆記用具をいったものと同じ「教材」であり、娯楽目的に使用するものではありません。タブレットという教材を有効に活用し、生徒一人一人が学習への関心をより高め、学力向上につなげることを目的としています。

1. タブレットを利用する目的

- ① 授業内に限らず、オンライン学習等、様々な学びの場において、学習効果を高めるため。
- ② 情報活用能力や情報モラルを身に付けるため。

2. 管理責任者

- ① 校内の総管理者は学校長、管理責任者は教頭、情報教育チームとする。
- ② 学年学級ごとのタブレット保管庫があり、学級担任、教科担任を使用責任者とする。
- ③ 学校内の生徒の使用については、使用責任者の指導のもと、使用させる。
- ④ 総責任者が学校外に持ち出すことを許可したときには、使用責任者が十分に使用の注意をした上で、持ち帰りや持ち出しを実施する。その際、学級担任、教科担任間でしっかりと情報共有を行う。

3. 使用者

- ① 使用者は、本校に在籍する生徒及び教職員とする。管理責任者は使用者一覧名簿を作成して、管理する。
- ② 使用者は、タブレットの使用を適正に行うとともに、使用中の毀損、紛失、盗難等に十分注意しなければならない。その際に、管理責任者は、タブレット端末の適正管理のために、管理簿を作成し、管理する。
- ③ 使用者は、使用責任者の指示に従い、使用しなければならない。
- ④ 使用者は、タブレット使用后、使用する際に作成されたデータを削除する。保存する場合は、OneDrive 内のフォルダに保存する。

4. 利用にあたって

- ① タブレットにあらかじめインストールされているアプリは絶対に削除しない。
- ② 学習にふさわしい場所で利用する。
- ③ タブレットは貴重品として扱い、自己管理を徹底する。故障、破損、紛失した場合は、速やかに担任の先生に報告する。
- ④ 個体番号のシールは剥がさない。シール番号が読めない、見えない、剥がれた場合は、速やかに担任の先生に報告する。
- ⑤ 家庭で使用する場合は、ネット使用等家庭のルールに従って使用する。
(持ち帰りになった場合)
- ⑥ タブレットは毎日持参し、自宅で充電を済ませてくる。

5. 禁止事項

- ① 許可のない場所・時間帯での使用
- ② 授業中の許可のない使用
- ③ タブレットの設定を変えること
- ④ タブレットの学習道具としてふさわしくない使い方
- ⑤ パスワードの公開
- ⑥ 他人アカウントでの使用
- ⑦ 信用できる Wi-Fi 以外への接続
- ⑧ 無断アップロードとダウンロード、生成 AI の利用
- ⑨ 教育活動で作成・配付されたデータの無許可の外部持ち出し

6. 使用と制限

- ① タブレットのインターネット使用は、学習活動に必要な場合のみ使用できる。
- ② YouTube などの動画サイトの活用は、学習活動や調べ学習において、適切に利用する。
- ③ タブレットは、学習に不要なもの、あるいは危険を招く恐れのあるものについては、ブラウザを使った一部のインターネットサービス等の利用に制限をかけている。家庭で使用する場合も制限がかかる。
- ④ 使用責任者は、上記に定めた禁止行為を行ったり、指示に従わなかったりする使用者に対し、改善するよう指導しなければならない。指導後も改善が図られない場合は、タブレット端末の仕様を制限し、その後、総管理者に報告する。

7. 障害・事故

- ① 使用者は次の事項が発生した場合、ただちに使用責任者に報告する。
 - (1) タブレットの毀損、紛失、盗難にあったとき
 - (2) タブレットが正常に作動しなくなったとき
 - (3) ID.パスワードが第三者に漏洩した可能性があるとき
 - (4) データの改ざん・抹消、不正使用、不正アクセス、ウイルス等の侵入等、またはそれらの恐れがあるとき
- ② (1)～(4)の事項が発生した場合、使用責任者は管理責任者に報告する。

8. その他

タブレット端末の利用に関して、本規定に定められていない事項が発生した場合には、話し合いの上、対処するものとする。

最後に

タブレットの使用・管理は各自で責任をもちます。なお、毀損や紛失等の際には、高額な金額が必要になる可能性もあります。また、タブレットの利用は、苫小牧市教育委員会や学校の担当者が管理運営し、チェック体制を整えています。ルールが守られない場合は、生徒アカウントの使用を禁止する場合もあり得ます。